

制度

吉良石橋土岐六角細川右馬頭伊勢守評定衆奉行は輿にのることをゆるさる宗五冊子大いつの時よりといふこと、さだかならずといへども、應永卅年正月十一日、評定始の時、評定衆張輿を用ひたれば花營三、その比にゆるされしにや。天文十五年十二月十八日、光源院將軍足利義輝坂本へ赴かせ給ふ時は板輿を用ひたまふ光源院殿元服記といへば、四方輿も板輿も、さして差別はなかりしるべし。

〔律疏職制〕凡乘輿服御物持護修整、不如法者笞五十。○註其車馬之屬不調習駕馭之具不完牢徒一

年 謂御馬有驚車輿及鞍轡之屬有損壞者

〔輿車圖考一〕往古車輿所見事

天子は至尊におはしませば、車には乘御せず、また輿はことに重くせらるゝものにて、天子の外には、皇后と齋王とに限れり。○中皇后はもとより然るべき道理なり。○中齋王は、ことの外なるやうなれど、御敬神のあまり、服御に准せらるゝなるべし。○中法會の時、僧の小輿にのれるは別儀なり。○中太上天皇すら、御輿を辭し給ひしことも見ゆるをや。○中輿はかくの如く重き儀にして、中ごろまでも、臣下などの更にのれる事はなかりしを、末代の事とて、その制造こそあらぬ物なれ、猶其輿々とて種々の物はいできたるなり。

〔政事要略二十四年中行事〕官曹事類云、右符案云、養老五年九月十一日天皇○元御内安殿○中以皇太子武○中聖女井上王爲齋王、仍移於北池邊新造宮、其儀右大臣從二位長屋王率參議以上及侍從并孫王等而前從之。○中乳母二人領小女子十餘許人、繞輿從行、中臣正六位上菅生朝臣忍桙、忌部從七位上忌部宿禰君子、輿前從行、昇輿人用左右大舍人六人、並著青摺布衣。

〔類聚國史三十一〕弘仁十四年九月癸亥太上天皇○嵯峨幸嵯峨莊、先是中納言藤原朝臣三守、奏可行幸狀皇帝○淳和卽勅有司令設御輿及仗衛、太上天皇辭而不受、皇帝再三苦請、太上皇帝固辭、遂騎御